(令和２年６月18日策定)

(令和２年７月21日改正)

(令和２年９月１日改正)

芸術(芸能)鑑賞教室実施のためのガイドライン

　高文連が主催する芸術(芸能)鑑賞教室(以下「鑑賞教室」という。)は、実施時の感染防止策を十分講じた上で実施する。

　鑑賞教室参加時の具体的な感染防止策は、以下のとおりとする。

１　参加申込時の保護者の同意

(1)鑑賞教室に参加を希望する生徒及び生徒の付き添い保護者(以下「生徒等」という。)は、参加申込時に各学校長に同意書(別紙１)を提出する。

　(2)各学校の高文連評議員は、(1)により提出された同意書及び令和２年度高文連芸術(芸能)鑑賞教室取りまとめ表を定められた提出先に提出する。

　(3)各地区事務局長は、(2)により提出された同意書及び令和２年度高文連芸術(芸能)鑑賞教室取りまとめ表、並びに参加者数一覧を高文連事務局に提出する。

　(4)「同意書」の提出先一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 鑑賞教室の区分 | 生徒等 | 高文連評議員 | 各地区事務局長 |
| 芸術公演 | 各学校長 | 各地区事務局長 | 高文連事務局 |
| グランシップ主催公演 | 各学校長 | 高文連事務局 |  |

２　鑑賞教室参加者の遵守事項

　(1)鑑賞教室への参加が決定した生徒等の学校の高文連評議員は、鑑賞教室の実施日の前日までに生徒等及び生徒引率者に「健康観察票」(別紙２及び別紙３)を配布する。

　(2)鑑賞教室に参加する生徒等及び生徒引率者は、鑑賞教室当日の朝必ず検温した上で、「健康観察票」に必要事項を記入し、生徒の「健康観察票」は、保護者が押印し鑑賞教室受付時に提出する。

なお、「健康観察票」を提出しない生徒等及び生徒引率者は、入場を認めない。

　 鑑賞教室当日、発熱(目安として37.5度以上)などの風邪の症状がある場合は、参加を自粛する。

また、鑑賞教室前２週間の健康観察の項目に問題がある場合は、参加を自粛する。但し、発熱等の症状がなくなり、コロナウイルス感染の疑いがない場合はこの限りではない。

　　おって、欠席した場合でも参加料は返金できない。

　(3)会場内では、必ずマスクを着用する。

　(4)こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行う。

　(5)大声での会話を控える。

　(6)ごみの持ち帰りを徹底する。

　(7)鑑賞教室会場の感染症対策に関するガイドラインや利用規約等を遵守する。

３　鑑賞教室を運営する職員の遵守事項

　(1) 鑑賞教室を運営する各地区事務局長及び運営協力者、並びに高文連事務局職員(以下「運営職員」という。)は、上記２の鑑賞教室参加者の遵守事項に準じて、感染防止策を遵守する。

 (2)鑑賞教室受付時には、以下の点に注意する。

ア　生徒等及び生徒引率者から提出された「健康観察票」の内容を確認の上、健

康上問題がないと判断される場合に限り鑑賞教室への参加を認める。

　　イ　「健康観察票」を確認する運営職員は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 鑑賞教室の区分 | 「健康観察票」を確認する運営職員 |
| 芸術公演 | 各地区事務局長、運営協力者、高文連事務局職員 |
| グランシップ主催公演 | 高文連事務局職員又は各地区事務局長 |

　　　　※健康観察票は、高文連事務局において保管後処分する。

ウ　チケット確認(もぎり)は、簡略化する。

エ　受付時に待機列を設置する。

オ　パンフレット、チラシ、アンケート等は、極力手渡しによる配布は、避ける。